

税 率 一 覧

■法人府民税（均等割）の税率表

法人等の区分	均等割額（年額）
	平成 13 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度
資本金等の額が 1 千万円以下である法人など（注）	20,000 円
資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人	75,000 円
資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人	260,000 円
資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人	1,080,000 円
資本金等の額が 50 億円を超える法人	1,600,000 円

※ 1「資本金等の額」とは、「法人税法第 2 条第 16 号に規定する額から無償増減資等の額を加減算した額」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い金額をいいます。

なお、保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として地方税法施行令第 6 条の 24 の規定により算定した金額をいいます。

※ 2「資本金等の額」は、事業年度終了の日（ただし、中間申告の場合は、事業年度開始の日から 6 か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。

■法人府民税（法人税割）の税率表

税率区分	税率（％）	
	令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度	平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの間に開始する事業年度
超過税率	2	4.2
不均一課税適用法人の税率（標準税率）	1	3.2

（注 1）資本金の額又は出資金の額が 1 億円超であるかどうかは、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から 6 か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。なお、保険業法に規定する相互会社は、資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人として判定します。

（注 2）法人税額が年 2,000 万円超であるかどうかは、課税標準となる法人税額（2 以上の都道府県に事務所等を有する法人については分割前の法人税額）（申告書第 6 号様式又は第 6 号様式（その 2）の「⑤欄」に記載すべき額）によって判定します。なお、事業年度が 1 年に満たない場合は、課税標準となる法人税額が算式〔2,000 万円×事業年度の月数÷12 月〕により算出した額を超えるかどうかで判定します。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、1 月に満たない端数は 1 月とします。

■法人事業税の税率表

法人の種類		所得等の区分		税率(%)				
				事業年度開始の日				
				R7.4.1~	R4.4.1~ R7.3.31	R2.4.1~ R4.3.31		
① (法第7条の2第1項第1号イ) 所得金額課税法人	①-1 普通法人(注1)、 公益法人等、 人格のない社団等	所得割	適軽 用減 法税 率	年400万円以下の所得	超過	3.75		
			標準	3.5				
			年400万円を超え 年800万円以下の所得	超過	5.665			
			標準	5.3				
			年800万円を超える所得	超過	7.48			
			標準	7				
	①-2 特別法人(注1・2)	所得割	軽減税率不適用法人		超過	7.48		
			標準	7				
			適軽 用減 法税 率	年400万円以下の所得	超過	3.75		
			標準	3.5				
			年400万円を超える所得	超過	5.23			
			標準	4.9				
② 外形標準課税適用法人 (同項第1号イ)	所得割	適軽 用減 法税 率	年400万円以下の所得	超過	—(注3)		0.495	
			標準	—(注3)		0.4(注4)		
			年400万円を超え 年800万円以下の所得	超過	—(注3)		0.835	
			標準	—(注3)		0.7(注4)		
			年800万円を超える所得	超過	—(注3)		1.18	
			標準	—(注3)		1(注4)		
	軽減税率不適用法人	超過	1.18	1.18				
		標準	1	1(注4)				
	付加価値割	超過	1.26	1.26				
		標準	1.2	—				
	資 本 割	超過	0.525	0.525				
		標準	0.5	—				
	③ 電気供給業(④及び⑤を除く)、 導管ガス供給業、保険業 又は貿易保険業を行う法人 (同項第2号)	収 入 割	超過	1.065				
			標準	1				
	④ 小売電気事業等、発電事業 等及び特定卸供給事業を行 う法人(⑤以外の法人) (同項第3号イ)	収 入 割	超過	0.8025				
			標準	0.75				
		所 得 割	超過	1.9425				
			標準	1.85				
⑤ 小売電気事業等、発電事業 等及び特定卸供給事業を行 う外形標準課税適用法人 (同項第3号イ)	収 入 割	超過	0.8025	0.8025				
		標準	0.75	0.75(注4)				
	付加価値割	超過	0.3885	0.3885				
		標準	0.37	—				
	資 本 割	超過	0.1575	0.1575				
		標準	0.15	—				
⑥ 特定ガス供給業を行う法人 (同項第4号)	収 入 割	超過	0.519		本表の③を参照			
		標準	0.48(注4)					
	付加価値割	超過	0.8085		—			
		資 本 割	超過	0.336		—		